

令和7年

第4回市議会定例会 意見書案第7号

多様な民意と地方の声を国政に届ける選挙制度の確立を求める  
意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年12月8日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

提出者	函館市議会議員	富山悦子
同	同	市戸ゆたか
同	同	紺谷克孝

## 多様な民意と地方の声を国政に届ける選挙制度 の確立を求める意見書

政府は、自民党と日本維新の会が「身を切る改革」として連立合意に盛り込んだ、衆議院議員の定数削減を進めようとしています。定数465議席のうちの1割削減を目標にしつつ、176議席ある比例代表での削減が検討されています。

「国会議員の定数が多すぎる」ことを削減の理由にしていますが、日本の国会議員定数は100万人あたり5.6人と、経済協力開発機構（OECD）加盟国38カ国中で36番目、G7の中でも2番目に少ないのが現状です。

また、比例代表の定数を削減することは、選挙制度をより小選挙区制に近づけるものになります。2024年の総選挙の結果をみると、289小選挙区中163小選挙区で議席に結びつかない「死票」の割合が50%以上となっています。比例定数の削減をすれば、より大政党が有利になる一方で、多様な民意が国会に届きにくくなります。また、広大な面積を有する北海道においては、定数削減は選挙区の更なる広域化を招き、地域住民の切実な声が国政に届かなくなる恐れがあります。そもそも、民主政治の土台である選挙制度は一部の党派だけで判断するのではなく、少数会派を含めたすべての党派が議論に参加して決めるべきものです。とりわけ、衆議院では各会派の代表者による「衆議院選挙制度に関する協議会」において、あるべき選挙制度を議論している最中でもあります。

報道機関からも「やみくもな定数削減は「身を切る」改革ではなく「民意を切る」ことになりかねない」（朝日新聞）、「国会は国権の最高機関であり、国会議員は主権者である国民の代表だ。それを安易に減らせば、有権者の声が国政に届きにくくなる」（読売新聞）、「比例代表を減らせば少数政党に不利で、こぼれる民意が出る」（日本経済新聞）、など問題視する指摘がされています。

よって、国会は、衆議院の定数削減に関し、地方の声に耳を傾け、比例代表定数を確保し、民意を正確に反映する選挙制度構築へ向け、小選

挙区制の問題を含めた本格的議論を開始するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年12月 日

函館市議会議長 金 澤 浩 幸